



ベトナムのカジノ事情

LOGOS MEMBER'S COLUMN

インテリジェンスパートナーである三浦氏が主幹を務める月刊「シークエンス」が今年、25周年を迎えた。その記念号第2弾(11月号)で、ベトナムレポート(執筆者;キム・タクヤ氏=ペンネーム)が掲載されていた。大変興味深い内容であり、ここに(長文になるため)カジノの現状に関する部分のみ抜粋して紹介しておきたい。

CLOSE UPアジア VOL. 1 ホーチミン(一部抜粋)

ベトナムのカジノについて

ベトナムには5スターホテルを中心にカジノが50軒ほど存在する。基本的に外国人専用カジノであるので、入場の際には旅券の提示が求められる。また、国内法でディーラーのチップの取り扱いが禁止されていることから、ルーレットにしろバカラにしろテーブルゲームの様式は、従業員がスタートスイッチを操作するものの、BETとPAYOUTは機械式にクレジットで管理を行う有償ゲームセンターである。そんなベトナムにも2013年の夏に、ホーチミン郊外のホートラムにアジア・コースト・デベロップメント(カナダ)が建設したMGMグランドリゾート・アンド・カジノ・ホートラムは大型IRリゾート案件として注目されたが、結局、本格カジノとしての営業許可は下りず、ベトナムでは一般的な有償ゲームセンターの形態でカジノ営業され

ている。つまり、ベトナム国家としてのカジノ事業に対する基本的な姿勢が定まっていないことから、国際水準での大型カジノ案件については、まだまだ未知数である。

編集部が滞在したホーチミンにはカジノホテルを中心に10数箇所のカジノが存在する。編集部は、そのうちの5箇所を訪問した。機種などの設置概要は表のとおりで、当然のごとく全てが有償ゲームセンター方式である。スロットマシンについてはIGT、アルゼなど日本でも馴染みのあるメーカー、その他では台湾製が目についた。各店内は、思った以上に落ち着いた雰囲気、射幸心をくすぐるような演出には乏しい。かといってシックな感じでもなく、ベトナムの田舎を想起させるような牧歌的な雰囲気のなか、スロットマシンの掛け持ち遊技といった光景も散見された。

店内のベトナム人従業員も、このような顧客の遊技態度をさして気に止める風もなく、おっとりした接客が印象的だ。稼働率は視察時間帯によって差があるものの、概ね50~60%といったところで、グループでの来店が比較的目についた。遊技客の属性は、予想通り、中華系が圧倒的に多く、あとは韓国人も含め、その他といった感じである。入店の際にサインを求められるので、そこで国籍を把握することができるが、中華系でも中国、シンガポール、香港など様々である。逆にシェラトンなど、これら五星クラスのホテルロビーでは圧倒的に多くの欧米

人に出くわすが、総じてカジノでは欧米人の姿を見かけることは少ない。おそらく本格的カジノを経験している向きには、有償ゲームセンターなるベトナムカジノでは物足りないなど理由はわかるが、どんな環境でもギャンブルに向かうアジア系民族との違いもあるのだろう。

賭せられるからだ。

また、これまではホテルのランクによって設置できるマシンの上限が、たとえば 5 星クラスのホテルでは 100 台までなどと決められていたが（4 星ホテルで 80 台、3 星ホテルで 60 台）、現在は優

勝ゲームセンターの許可が出るのは 5 星クラスのホテルに限定されるようになり、設置台数も総客室数に対して 20%以内という条項が明文化されている。ちなみにベトナムでは、スロットおよびポーカーは 1 台を 1 台といえるが、バカラ、ブラックジャック、シックボー、ルーレットでは

賭席数にかかわらず操作部位で台数を数えることとなっている。つまり賭席端末が 50 席あっても、スタート操作が 1 台なら 1 台とカウントされる。

なお、有償ゲームセンターの設置許可申請するのはホテル事業者であるが、許認可の条件には「同種の事業を 3 年以上営んだ実績のあるもの」との条項があるので、もともとリデンプション（景品払い出し）以上のゲーム事業を営んだことのある業者がホテル事業を行う以外は、例外なく実績のある外部の運営業者とタイアップして事業を行うことになるのだが、外部の業者に運営委託という形で契約を結び、彼らに支払うことができる運営委託費は総売り上げの 2.5%以内というルールもできている。

これは、運営業者にとっては極めて厳しい内容だが、特例があり、ホテル側とゲームセンター側が共同出資で JV（ジョイントベンチャー）を設立した場合などはこの限りではなく、ある程度の投資が可能な事業者を優先するという姿勢が明確になっている。

ベトナムの大型カジノ案件について

ベトナム政府が目論むもう 1 つの柱が大型カジノリゾートである。こちらも現在のところ、遊技・入店は外国人に限られているが、自国民にも開放する案が現実に示されており、流動するマーケットを見

■ホーチミン市内の主要カジノの概要 ※2015年9月現在

設置ホテル	カジノ名称	カジノの資本	設置機種概要			
			スロットマシン (ポーカー含む)	バカラ	ブラックジャック	ルーレット
シェラトンサイゴン ホテルアンドタワーズ	Palazzo Club	マレーシア資本	72台	4台	2台	3台
カラベルホテル	ベガスクラブ	韓国資本	79台	2台	3台	大2台(10人席) 小5台(4人席)
レックスホテル	Galaxy Sai Gon	中国系(マカオ)	92台	2台	1台	大1台(10人席) 中2台(8人席) 小2台(4人席)
ニューワールドホテル サイゴン	INTERNATIONAL TOURIST CLUB	中国系	88台	3台	3台	大1台(10人席) 中1台(8人席) 小4台(4人席)
ホテルエクアトリアル ホーチミン	OVクラブ	不明	70台	無	無	中2台(8人席) 小3台(4人席)

これからのベトナムカジノについて

まだ、確かな部分での調整はあるものの、基本的にベトナムでは 2014 年夏までにカジノの法整備は一応完了している。決定されたことの概略として特筆すべきは、有償ゲームセンターのみならず、本格的なカジノについてもある程度の法整備を行うことで国家税収の増加を目指すということである。このため、機械式にクレジットで管理を行う有償ゲームセンターでは、ベトナム全土共通でマシンには G L I およびマカオの認証が必要となった。つまり、国際的な機械レベルに合わせることで今まで以上にハイローラーの獲得を目指したといえる。

さて、法整備以前の状況であるが、ハノイ、ホーチミンといった主要都市部では通信規格までを含めた一応の企画は存在していたものの、それ以外の地域では、いわゆる県に該当する省の権限に委ねられており、施設外部との通信ができないことが確認できれば、確率や払い戻し率を書類で提出することで認証が発行される地域もあつたようだ。このような稚拙なレベルのシステムでは、ビギナーが単なる遊びとして興味をそそられるものではあっても、ギャンブルとしてハイローラーには敬遠されるのは自明の理であろう。なぜなら、機械式の有償ゲームセンターとはいえ、1 ゲーム 1000 ドルまでは普通に

越して、これらに投資する海外の投資家には、投資に関する規制を条件付で段階的に撤廃する方向にあるようだ。また、既存の大規模有償ゲームセンターで、特定地区の一部施設においては有償ゲームセンターとカジノリゾートの中間といえるライセンスも発行されており、これを根拠として有償ゲームセンター向けのマシン以外に、有人ディーラーのテーブル式ゲームを設置する事業所も登場しているようだ。

現在のところ、認可され、有償ゲームセンターを含め営業していることが確認できるのは、アリストインターナショナルカジノホテル（ラオカイ省）、リライカジノホテル（クアンニン省）、フェニックスインターナショナルエンターテインメントホテル（バクニン省）、ドーソンカジノリゾート（ハイフォン市）、クラウンプラザホテル（ダナン市）、ザ・ホートラムストリップ（ブンタウ省）の6箇所。このほかにもカジノリゾート開発に対してライセンスが発行されているものが、ズン首相の出身地であるフーコック島のフーコックカジノリゾート、クアンニン省のバンドゥンカジノリゾート、ホイアン省のサウスホイアンカジノリゾートの3箇所である。

編集部はこのうち、ザ・ホートラムストリップのカジノ関係者とフーコックカジノリゾートの事業主体であるサングループの関係者に直接話を聞く機会を得たが、ホートラムに関しては、すでに総事業計画のホテル客室数 4000 室に対して事業許可が下りており、有償ゲームセンターからの完全な業態転換も間もない状態に迫っているという。総事業計画で最終的に建設されるホテル 10 棟に対し、現状では1棟しか完成していないにもかかわらず、である。

一方のフーコックに関しては、開発計画が持ち上がったのが外資の獲得を増加させる目論見が先行したのとほぼ同時期だった事情もあり、一旦はオランダの娯楽産業を営む会社に対して投資の予備ライセンスが与えられたものの、その後国内不動産開発第3位であるサングループが提出していた総合リゾート開発案が高く評価され、最終的な開発事業に対してはサングループにライセンスが与えられることになった。

ザ・ホートラムストリップとカジノリゾート開発にライセンスが与えられた3件に関しては、いずれも高額な開発費用を要する案件であり、かつ大規模なカジノリゾートであるため、そのすべてが成功するとは俄かに信じがたい。それにもかかわらず、外貨獲得の手段として有力と見るや、官民挙げて突っ走ってしまうところに、まさしく東南アジアによくある楽天的なエネルギーを感じるのである。

さて、この原稿を執筆している間に、ベトナムから、カジノの運営委託手数料が文中で触れた2.5%から4%に変更されたとの連絡があった。このように社会主義国家ゆえのベトナムにおけるカジノの法制度は日進月歩で変貌を遂げている。このようなスピード感は、一方で規制強化という反動を生むのも早いのだが、今回は政府としても外貨獲得が大前提であるため、しばらくは緩和という方向にむかって進むのではないかと考えられている。ただ、それをまた裏切るのも「東南アジアのエネルギー」と「社会主義」であり、先に述べた「自浄化作用」という側面を念頭にベトナムのカジノを俯瞰しなければならぬだろう。

ロゴスメールマガジン VOL.382

(木曜 PDF 版)

Mail Magazine

発行：株式会社ワールド・ワイズ・ジャパン LOGOS プロジェクト

〒550-0013

大阪市西区新町1丁目3-12四ツ橋セントラルビル2階

株式会社ワールド・ワイズ・ジャパン LOGOS メールマガジン編集部

TEL 06-6536-3488 FAX 06-6536-7774 info@world-wise.jp

受信エラー等で読み逃したメールマガジンがございましたら、ご遠慮なく編集部までご連絡ください。再配信させていただきます。